

経済産業省告示第二百八十号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第一条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定めるものを次のように定め、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第五十三号）の施行の日（平成二十一年十一月一日）から適用する。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第一条第二項に規定する経済産業大臣が定めるものは、平成二十一年十一月一日以降において太陽光発電設備により太陽光を変換して得られる電気（一般電気事業者及び特定規模電気事業者の需要家が設置した太陽光発電設備（発電能力が五百キロワット以上のもの、発電事業目的で設置されたもの及び昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備に設置されたものを除く。）によるものに限る。）とする。